

平成23年1月から ごみの持ち込み先が変わります



建設が進むクリーンセンター

現在、当市を含めた沿岸南部地区の3市2町で構成する岩手沿岸南部広域環境組合では、循環型社会の構築と効率的なごみ処理を目指し、岩手沿岸南部クリーンセンター（以下：クリーンセンター）を平田地区に建設しています。このクリーンセンターは、本年12月中旬からの試運転を経て、平成23年4月から沿岸南部地区の広域ごみ処理施設として供用開始します。

来年1月からクリーンセンターで処理します

市は、クリーンセンターの試運転に伴い、市清掃工場（栗林町）でのごみ処理を本年12月30日で終了し、以降、ごみ処理をクリーンセンターで行う計画です。

このため、来年1月以降の市民・事業者が持ち込むごみ（産業廃棄物を除く）については、クリーンセンターで受け入れ処理することになります。ここでは、これからのごみの受け入れ処理予定などについてお知らせします。

□ クリーンセンターの所在地など

- ▶ 施設名称…岩手沿岸南部クリーンセンター
- ▶ 運営主体…岩手沿岸南部広域環境組合
- ▶ 所在地…釜石市大字平田第3地割81-1
- ▶ 電話番号…27-7020
- ▶ 受付開始…平成23年1月4日(火)
- ▶ 受付時間…8時30分～12時、13時～16時30分
(祝日を除く月曜日～金曜日)

□ 3月末までの処理料金

平成23年3月末（試運転期間中）までは、当市の現在の処理料金が次のとおり適用されます。

4月以降の料金は、これから環境組合が設定するため今のところ未定です。

- ▶ 家庭系一般廃棄物…100kgまで無料、100kgを超える場合、10kgごとに120円
- ▶ 事業系一般廃棄物…10kgごとに200円



クリーンセンター位置図



現在稼働中の市清掃工場（栗林町）

産業廃棄物の受け入れはできません

一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターでは、産業廃棄物（医療系廃棄物を含む）の受け入れ処理をすることができません。現在、市清掃工場を利用している産業廃棄物排出事業者は、ほかの産業廃棄物処理施設に搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼するなど、適正に処理してください。

県内の産業廃棄物処理業者の登録名簿は、県のホームページからダウンロードできます。

▼問い合わせ…沿岸広域振興局保健福祉環境部環境衛生課（☎25-2702、内線248）または、市環境課（内線233）へ。

産業廃棄物とは、

事業活動に伴い排出されるごみのうち、法令で定められた20種類のことで、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない、運搬または、処分を行う場合には、法律で定められた基準により行わなければならない。

対象業種と産業廃棄物	産業廃棄物の種類
全業種	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、廃酸、廃油、廃アルカリ、銧さい、ばいじん
限定業種	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不燃物、動物のふん尿、動物の死体など

※産業廃棄物の身近な例は、事業活動により排出されるビニール袋、発砲スチロール、飲食店などから出る廃油、建設現場から出るがれき類、漁業用のかご、網、ロープ類、農業用のビニールなどです。飲食店から出る生ごみなどは事業系一般廃棄物で、産業廃棄物ではありません。

ごみの受け入れ処理予定

平成22年

平成23年

ごみ処理施設とごみの種類	市清掃工場		岩手沿岸南部クリーンセンター	
	12月30日まで	12月31日以降	1月4日から	4月以降
一般廃棄物	通常受け入れ処理	受け入れ終了	受け入れ処理試験	通常受け入れ処理
産業廃棄物	通常受け入れ処理	受け入れ終了	受け入れできません	

問い合わせ…市環境課 清掃工場係（☎28-2680） ごみ減量係（☎22-2111 内線233）